

令和元年第7回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月28日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第25号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	3
表決	4
議案第26号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	5
表決	6
議案第27号	
提案理由の説明（伊藤管理者）	6
表決	7
閉会	8

令和元年第7回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和元年11月28日（木）

午後1時30分開会～午後1時44分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
- 第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第27号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

3 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第27号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤和好君 | 2番 | 佐藤講英君 |
| 3番 | 相澤孝弘君 | 4番 | 氏家善男君 |
| 5番 | 佐藤勝君 | 6番 | 佐藤貞善君 |
| 7番 | 今野公勇君 | 8番 | 工藤清悦君 |
| 9番 | 三浦又英君 | 10番 | 伊藤淳君 |
| 11番 | 大泉治君 | 12番 | 久勉君 |
| 13番 | 大橋昭太郎君 | 14番 | 吉田真悦君 |
| 15番 | 平吹俊雄君 | | |

5 欠席議員（なし）

6 説明員

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 管理者 | 伊藤康志君 | 副管理者 | 猪股洋文君 |
| 副管理者 | 早坂利悦君 | 副管理者 | 遠藤积雄君 |
| 副管理者 | 相澤清一君 | 副管理者 | 金森正彦君 |

会 議 の 経 過

開 会

午後1時30分

○議長（佐藤和好君） 出席議員定足数に達しておりますので、令和元年第7回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（佐藤和好君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（佐藤和好君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。6番佐藤貞善議員、10番伊藤 淳議員のお二人にお願いをいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（佐藤和好君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

「日程第3 議案第25号 専決処分の承認を求めることについて」

○議長（佐藤和好君） 日程第3 議案第25号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 連日の議員活動、御苦労さまでございます。

議案第25号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本議案は、令和元年11月5日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い

ましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

事故の概要は、令和元年7月15日午前10時10分ごろ、大崎市古川桜ノ目字新高谷地347番地、大崎広域中央クリーンセンタープラットホームにおいて、相手方が搬入したごみの投入を終了した際に、当組合職員がクレーンの巻き下げ操作を行ったところ、クレーンのワイヤーが停車中の相手方車両左側後部バンパーすき間へ入り込み、左側バンパー及び汚水タンクシャッタを破損及び変形させたものであります。

主たる原因は、当組合職員が安全確認を怠ったことにより接触したものであり、組合の過失割合を100%とし、相手方に損害賠償額7万4,520円を支払うことで合意をいただきました。

以上、議案第25号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第25号専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認することに決定いたしました。

「日程第4 議案第26号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（佐藤和好君） 日程第4 議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条

例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

議案書の2ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本年8月7日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月22日に公布されました。

本組合といたしましては、情勢適応・均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として組合の現状及び構成市町の状況等に鑑み、所要の改正を行うものでございます。

まず第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第1点目は、給料表の改正で、大学卒業程度に係る採用職員の初任給を1,500円、高校卒業に係る採用職員の初任給を2,000円引き上げ、あわせておおむね30歳代半ばまでの職員が在職する号俸について給与の引き上げをするものであります。平均改定率は0.1%であり、平成31年4月1日から適用いたします。

第2点目は、勤勉手当について、年間0.05月分を引き上げるものであります。今年度については12月勤勉手当を0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.25月分を引き上げるものであります。

第3点目は、住居手当について、支給対象となる家賃の下限額を4,000円引き下げること、あわせて手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

なお、住居手当の改正は令和2年4月1日より施行され、この改正により住居手当が2,000円を超える減額となる職員については、令和2年度に限り2,000円の減額とする経過措置を設けております。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について、年間0.05月分を引き上げるものであり、今年度については12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月とも0.25月分を引き上げるものであります。

以上、議案第26号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

「日程第5 議案第27号 令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算 (第3号)」

○議長（佐藤和好君） 日程第5 議案第27号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

伊藤管理者。

○管理者（伊藤康志君） 議案第27号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正の主な内容につきましては、議案第26号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費で1,259万8,000円の増額、職員の退職や人事異動に伴い1,768万8,000円の減額、また宮城県市町村職員共済組合の負担率改正による共済費により1,037万5,000円を減額補正するものであります。

議案書の9ページをお開き願います。

第1条は歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに1,546万5,000円を減額し、予算総額を82億1,942万9,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は、10ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和元年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、先ほど御説明した職員人件費に係る減額1,546万5,000円を財政調整基金に戻し入れするものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5ページ・6ページをお開き願います。

5ページ以降の各款項目の職員人件費につきましては、先ほど御説明した職員の給与に関する条例の一部改正等に伴う職員人件費の増額、職員の退職及び人事異動等に伴う調整でございますので、節ごとの内容につきましては説明を省略させていただきます。

1款1項議会費は82万円の減額、2款1項総務管理費で218万円の増額、2款3項監査委員費は5万円の増額、3款1項児童福祉費で402万円の減額、4款1項衛生管理費で149万円の増額であります。

7ページ・8ページをお開き願います。

4款3項清掃費は419万円の減額補正で、そのうちごみ処理施設管理運営費は310万円の減額、し尿処理施設管理運営費は109万円の減額であります。

5款1項消防費では1,093万円の減額、6款1項教育総務費で77万5,000円の増額補正であります。

この結果、今回の補正額は歳入歳出それぞれ1,546万5,000円を減額し、令和元年度の予算総額は82億1,942万9,000円となりました。

以上、議案第27号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（佐藤和好君） これから質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 討論なしと認めます。

討論がなければ、採決いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

これから議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤和好君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号令和元年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年第7回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

閉 会

午後1時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年11月28日

議 長 佐藤 和好

署 名 議 員 佐藤 貞善

署 名 議 員 伊藤 淳